

元気輝きポイント制度 よくあるご質問

令和6年度手帳(令和6月10月1日～令和7年9月30日)

東広島市では、市民の皆様の健康寿命の延伸を図るとともに、高齢になっても住み慣れた場所で安心して、いきいきと暮らしていける地域づくりを推進していくために、**自助**（自身の健康づくり）と**互助**（地域での支え合い活動等）を多くの方に取り組んでいただくための仕組みとして、「**元気輝きポイント制度**」を実施しています。

令和6年5月作成



目次

I	制度に関すること	2ページ
II	団体登録の条件に関すること	3ページ
III	ぐるマルお助け活動に関すること	5ページ
IV	介護予防等活動に関すること	
1.	地域サロンへの参加	9ページ
2.	「通いの場」（百歳体操）への参加	9ページ
3.	趣味活動及びスポーツ活動への参加	10ページ
4.	いきいき健康づくり施設の利用	11ページ
5.	特定健診、各がん検診等の検診受診 及び人間ドックの受診	12ページ
6.	国民健康保険被保険者の特定保健指導への参加	12ページ
7.	老人クラブへの登録	13ページ
8.	お元気ポイント	13ページ
V	団体登録申請書に関すること	14ページ
VI	ポイント付与の対象になる活動に関すること	15ページ
VII	ポイントの管理・スタンプ押印等に関すること	17ページ
	市民ポータルサイトに関すること	20ページ
VIII	元気輝きポイント手帳に関すること	21ページ
IX	報奨金の支給に関すること	22ページ

問い合わせ先 東広島市役所 健康福祉部 地域包括ケア推進課
〒739-8601 東広島市西条栄町8-29
電話 082-420-0984 fax 082-426-3117

I	制度に関すること
1	<p>元気輝きポイント制度は、一言でいえば、どんな事業なのですか？</p> <p>この事業は、高齢者が自らの健康づくりや介護予防活動に取り組み、また地域で取り組む高齢者への支援活動を推進するための制度です。</p> <p>1年間の活動実績に応じて報奨金を支給します。</p>
2	<p>この事業の目的は何ですか？</p> <p>市民の皆様の健康寿命の延伸と高齢者の社会参加、生きがいづくりです。</p> <p>また、地域活動の支え手を増やしていくことも目的としています。</p>
3	<p>どんな活動が対象になるのですか？</p> <p>対象になる活動は大きく分けて2種類で、高齢者を対象とした支援活動等の「ぐるマルお助け活動」と「介護予防等活動」です。</p>
4	<p>「ぐるマルお助け活動」とは何ですか？</p> <p>東広島市では、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者の生活を地域で包括的に支える「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、「ぐるっとマルごと東広島」（ぐるマル）という愛称を付け、取組みを推進しています。高齢者を対象とした支援活動をより一層促進するため、「ぐるマルお助け活動」としてポイントを付与しています。</p>
5	<p>なぜ、活動内容によって、ポイント数に差があるのですか？</p> <p>高齢者への支援活動や、地域活動の担い手（支え手）となる活動を増やしていくために、積極的に進める活動をしていただける方に多くポイントが付くようにしています。</p>
6	<p>この事業の対象者の年齢はなぜ40歳以上なのですか？</p> <p>介護保険料を財源とした事業であるため、被保険者となる40歳以上を対象としています。</p>
7	<p>活動内容が65歳未満と65歳以上で異なるのはなぜですか？</p> <p>若い年代のうちから地域での活動に関わっていただくきっかけとなるよう、40歳から64歳の活動は高齢者を対象とした支援活動等の「ぐるマルお助け活動」に限定しています。</p> <p>65歳以上は、それに加えて自分自身の介護予防、健康づくりに取り組むきっかけづくりとして活動内容を広げています。</p>
8	<p>この制度は、長く継続していく事業ですか？</p> <p>効果を検証しながら、複数年実施していく予定です。</p>



II 団体登録の条件に関すること	
1	<p>団体登録のできる活動は、高齢者対象の活動だけですか？ 高齢者を対象とした活動に限定しています。</p>
2	<p>高齢者が行う地域のボランティア活動では登録できないのですか？ 高齢者を対象とした活動に限定しています。</p>
3	<p>活動団体として登録したいのですが、2～3人のグループでも登録できますか？ 2～3人のグループでは、登録できません。少なくとも5名以上のグループとなるよう、地域の方とご相談ください。 (元気輝きポイント団体登録のしおり4ページをご覧ください。)</p>
4	<p>登録団体の条件として、「ポイント管理責任者、副責任者2名が明確であること」とありますが、数か月ごとに交代することはできますか？ 責任者、副責任者には、ポイントスタンプの管理のほか、活動計画や活動報告を提出していただく必要があります。責任者を明確にするため、交代は原則認めていません。ただし、責任者等が年度途中で体調不良等により活動ができなくなった場合は、変更届を提出していただき、交代することは可能です。</p>
5	<p>登録団体の条件として、「ポイント管理責任者、副責任者2名が明確であること」とありますが、年齢制限はありますか？ 40歳以上であれば可能です。</p>
6	<p>登録団体の条件として、「活動の参加希望者を可能な範囲で受け入れる団体であること」とあります。活動場所の広さなどの関係で、受け入れることができる人数に限りがある場合は、団体登録できないのですか？ 原則として、参加希望者を広く受け入れる方針で活動を行ってください。ただし、会場の都合で定員を設定せざるを得ない場合であれば、受け入れ人数を限定しての団体登録は可能です。申請時にその旨を記載してください。</p>
7	<p>登録団体の条件として、「生涯学習パスポート」のポイント対象でないこととなっていますが、なぜですか？ 市で実施しているポイント制度のため、「生涯学習パスポート」のポイントと「元気輝きポイント制度」のポイントを重複して受けることはできません。 地域住民の主催ではなく、生涯学習センターや地域センターの主催講座(趣味・スポーツ)である場合は、団体登録できません。</p>

8	<p>「営利を目的とした活動でないこと」となっていますが、詳しく説明してください。</p> <p>「元気輝きポイント制度」は、互助、自助の活動を促進するためのもので、誰でも参加しやすい活動である必要があります。代表者等が参加者から一定の会費を徴収し、収益を上げる人が存在する活動は、制度の目的に合いません。</p> <p>会を運営するために会費を徴収することは可能ですが、登録団体の活動が収益を目的としているものは団体登録できません。また、活動での収益を会員に分配している場合も団体登録はできません。</p>
9	<p>講師に対して月謝等を支払っている活動は登録できますか？</p> <p>講師個人、または講師の所属する組織等の収入となる金額を参加者から徴収するものであれば、「営利を目的とした活動」にあたるため登録できません。</p> <p>講師個人に対して交通費等の実費程度のみ支払うものであれば、団体登録できます。</p>
10	<p>活動団体として登録した後、登録を取り消すことはできますか？</p> <p>活動の継続が困難となった場合には、「登録抹消申請書」を提出していただき、取り消すことができます。その際、お渡ししている登録団体認定証とポイントスタンプ、スタンプ台を返還していただき、その時点での活動報告も提出していただきます。</p>
11	<p>自治会内に複数の活動団体があります。この場合、どのように団体登録すればよいですか？</p> <p>1つの活動につき、1つの団体登録をお願いします。ポイント管理責任者、副責任者は同じ人でも支障はありませんが、それぞれの活動について、ポイントスタンプ等の管理のほか、活動計画、活動報告等が必要です。</p>
12	<p>団体登録の際、支援者名簿を提出する活動と名簿を提出しない活動があるのはなぜですか？</p> <p>活動者全員に30ポイント付与する団体活動は、支援の対象となる人がいることを前提とする活動ですので、支援者名簿の提出が必要です。</p>
13	<p>地域サロンや趣味活動及びスポーツ活動の団体登録について、開催回数の要件がありますか？</p> <p>参加する高齢者（65歳以上）が5名以上で、1回2時間程度以上の活動で継続して開催している場合、登録することが可能です。</p> <p>詳しくは、「元気輝きポイント制度団体登録のしおり」を参照してください。</p>

Ⅲ ぐるマルお助け活動に関すること	
1	<p>ポイント管理者(責任者、副責任者)の活動はなぜ30ポイントなのですか？</p> <p>地域サロン、「通いの場」、趣味やスポーツ活動では、団体登録した団体ごとにポイントスタンプを押印していただく必要があります。ポイント管理者は、ポイントスタンプの管理、参加者への毎回のポイントスタンプの押印のほか、活動計画や活動報告等の役割を担っていただくためにポイントを高く（毎回30ポイント）設定しています。</p>
2	<p>地域サロンの世話人とポイント管理者(責任者、副責任者)は同じ人でなくていいませんか？</p> <p>地域サロンの世話人とポイント管理者は、別の方で差し支えありません。</p>
3	<p>市民が運営する認知症カフェの世話人について、団体登録はないのですか？</p> <p>認知症カフェは、ポイント制度とは別に登録制度を設けています。市民が運営する認知症カフェは、「東広島市認知症カフェ登録申請書」を提出するなど別の手続きを行う必要がありますので、地域包括ケア推進課地域支援係へご相談ください。</p>
4	<p>生涯学習ボランティアグループ登録団体による高齢者への活動について、詳しく説明してください。</p> <p>「生涯学習ボランティアグループガイド」掲載団体として生涯学習課に登録している団体が対象です。登録している分野は福祉分野でなくても構いませんが、年間計画に基づいた高齢者に対する活動である必要があります。（元気輝きポイント制度団体登録のしおり7ページをご覧ください。）</p>
5	<p>見守りサポーターとは何ですか？</p> <p>令和2年度から始まった制度で、身近な高齢者や子育て世帯、その他支援の必要な人を生活の中で見守り、地域の民生委員児童委員と連携する役割を担います。</p>
6	<p>どうすれば見守りサポーターになれますか？</p> <p>地域の民生委員児童委員からの推薦等により、登録していただきます。地域の民生委員児童委員がわからない、詳しい話を聞きたいなどあれば、地域共生推進課（電話082-420-0932）へお問い合わせください。</p>

7	<p>認知症サポーター養成講座講師(キャラバンメイト)とは何ですか？</p> <p>市民の皆さんが認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、支援する「認知症サポーター」を養成するための講師のことです。</p>
8	<p>認知症サポーター養成講座講師(キャラバンメイト)になりたいのですが、どうすればなれますか？</p> <p>認知症サポーター養成講座講師(キャラバンメイト)は、認知症サポーター養成講座及び「キャラバンメイト養成研修」を受講後、市を經由して「キャラバンメイト連絡協議会」に名簿登録することでキャラバンメイトになることができます。キャラバンメイトは原則年3回以上の活動を行う必要があります。「キャラバンメイト養成研修」は、県及び市主催で年1回程度開催されています。興味のある方は、地域包括ケア推進課地域支援係へお問い合わせください。</p>
9	<p>認知症サポーター養成講座は、1度受講しています。再受講はポイントがつきますか？</p> <p>再受講でもポイントは付きますが年1回のみです。また再受講の際は、オレンジリングやテキストはお渡ししておりません。</p>
10	<p>傾聴おはなしボランティアとは何ですか？</p> <p>認知症の方やその家族の方のお話を傾聴するボランティア活動で、訪問するお宅の調整を地域包括ケア推進課職員が行います。認知症高齢者の自宅等を月1回程度訪問しています。</p>
11	<p>認知症高齢者への傾聴おはなしボランティアになりたいのですが、どうすればなれますか？</p> <p>「傾聴おはなしボランティア」になるには、認知症サポーター養成講座を受講した後、市が主催する「傾聴おはなしボランティア養成研修」を受講し、市へ登録していただきます。</p>
12	<p>コミュニティ健康運動パートナーとは何ですか？</p> <p>生きがい健康体育大学(コミュニティ健康運動パートナー養成講座)を修了し、居住地域の住民自治協議会内で行う高齢者の健康維持につながるスポーツ活動等の普及に協力する人材として市に登録した方のことです。</p>

13	<p>コミュニティ健康運動パートナーになりたいのですが、どうすればなれますか？</p> <p>市が主催する「生きがい健康体育大学」（コミュニティ健康運動パートナー養成講座）の受講が必要です。</p> <p>詳しくは、スポーツ振興課（電話082-420-0978）へお問い合わせください。</p>
14	<p>コミュニティ健康運動パートナーの「通いの場」以外の活動はポイントになりますか？</p> <p>30ポイントは、「通いの場」の支援活動のみです。コミュニティ健康運動パートナーは、「通いの場」の設立支援や運営支援（体力測定の協力等）に、可能な範囲で協力していただくこととしており、その活動をポイント対象としています。</p>
15	<p>コミュニティ健康運動パートナーの活動はどこでポイントが付与されるのですか？</p> <p>「コミュニティ健康運動パートナー」の活動は、スポーツ振興課へ活動報告した際にポイントが付与されます。ポイント手帳を持参のうえ、活動報告をスポーツ振興課へ提出してください。</p>
16	<p>20ポイントになる『団体登録済みの地域サロン、「通いの場」、趣味活動及びスポーツ活動参加者で、1人での参加が難しい高齢者の参加をサポートする活動』について、詳しく説明してください。</p> <p>認知症等により見守りが必要、歩行に支援が必要、交通手段の確保が難しい等の理由で、地域サロンや「通いの場」、趣味活動及びスポーツ活動に参加できない高齢者が参加できるように支援する活動です。公共交通機関での同行や歩行での付き添い等、移動手段は問いませんが、対象者の自宅へ迎えに行き、会場まで同行し、また、自宅等へ送る活動としています。これは、今まで参加できなかった、あるいはこれまで参加できていたができなくなった高齢者の参加の促進を目的としています。</p>
17	<p>ぐるマルお助け活動20ポイント対象活動の、「1人での参加が難しい高齢者の参加をサポートする活動」について、家族は対象になりますか？</p> <p>家族であっても、1人での参加が難しい高齢者に付き添い、一緒に参加する場合は対象になります。送迎のみの場合は対象になりません。</p>
18	<p>ぐるマルお助け活動20ポイント対象活動の、「1人での参加が難しい高齢者の参加をサポートする活動」について、支援する高齢者の人数は関係ありますか？</p> <p>人数は問いません。この活動のポイント付与は、1日につき1回までです。同じ活動内容で、介護予防等活動10ポイントと重複付与はできません。</p>

19	<p>市主催行事は、なぜ40歳からを対象としているのですか？</p> <p>市主催行事は、健康づくりや介護予防に関して実施する行事です。若い時から健康や介護予防の知識習得及び習慣づけを行い、介護予防を促進するために、40歳からを対象としています。</p>	
20	<p>どのような行事がポイントの対象になりますか？</p> <p>市主催の健康づくりや介護予防、支え合い活動等の内容の講座や講演会、イベントを対象としています。対象となる行事は、市窓口で配布する「対象活動一覧」、広報東広島や市ホームページで随時更新していく予定です。</p>	
21	<p>対象になる行事がわかるマークがついていますか？</p> <p>講座や講演会、イベントのチラシに「元気輝きポイントマーク」を掲載しています。</p>	
22	<p>ぐるマルお助け活動30ポイント対象活動の、フレイル予防アドバイザーとは何ですか？</p> <p>医療保健課が実施するフレイル予防アドバイザー育成講座を修了し、地域のフレイル予防普及啓発活動に協力する人材として市に登録された方のことです。地域の「通いの場」等で活動されることが予定されています。</p> <p>詳しくは、医療保健課へお問い合わせください。（電話082-420-0936）</p>	
23	<p>ぐるマルお助け活動10ポイント対象活動の、市に登録のある認知症カフェについて教えてください。</p> <p>認知症カフェとは、認知症の人やその家族、支援者が集い、お茶を楽しみながら、日々の困りごとや思いなどいろいろな話をしていただく場です。</p> <p>令和6年4月1日時点で、市内に7か所あります。（えっとすまいるかふえ、西条酒蔵通りオレンジカフェ「一水」、きく茶屋、かふえほのぼの、あすカフェ、サンSUNカフェ、おれんじ喫茶志あ和せ）開催日時等は広報紙に掲載されますので、ご確認ください。</p>	

Ⅳ 介護予防等活動に関すること	
1. 地域サロンへの参加	
①	<p>地域サロン活動はどんな活動が対象ですか？趣味のサークル活動は含まれますか？</p> <p>地域サロンの活動は、地域の特徴を活かした親しみやすい活動で、健康づくりや生きがいがづくり、仲間づくり、学習活動、ふれあい活動等を組み合わせた内容のものです。</p> <p>1回2時間程度以上の活動で、継続して開催しており、高齢者の参加者が5名以上の活動を対象としています。</p>
②	<p>多世代(子どもから高齢者まで)で集まるサロンを行っています。活動団体として登録できますか？</p> <p>高齢者の参加者が5名以上で、1回2時間程度以上の活動で継続して開催しているのであれば登録対象となります。</p>
③	<p>65歳になっていません(40歳以上)が、地域サロンへ参加しています。ポイント対象になりますか？</p> <p>介護予防等活動は、65歳以上がポイント付与の対象です。ただし、地域サロンでポイント管理者(責任者や副責任者)となる場合や1人での参加が難しい高齢者の参加をサポートする活動は、ぐるマルお助け活動としてポイント対象となります。</p>
2. 介護予防に取り組む「通いの場」(百歳体操)への参加	
①	<p>「通いの場」を週2回行っています。2回ともポイント対象となりますか？</p> <p>「通いの場」の開催頻度は、週1回以上としています。週2回、違う日に行う場合は、2回ともポイント対象となります。</p>
②	<p>2か所の「通いの場」に参加しています。2か所ともポイント対象になりますか？</p> <p>2か所ともポイント対象となります。ただし、同じ日の午前と午後に参加した場合は、どちらか1回のみ対象となります。介護予防等活動は1日1回に限りポイントを付与できます。</p>
③	<p>今から百歳体操を始めようとしています。いつからポイント対象になりますか？</p> <p>「通いの場」の体験説明会を受け、3回の立上げ支援が終わり、自主活動を開始されてから、ポイント対象とします。ポイント対象となる時期については、新規団体登録申請時に地域包括ケア推進課にお問い合わせください。</p>

④	<p>「通いの場」で百歳体操をした後に、地域サロンを行っています。2つの活動をそれぞれ登録することはできますか？</p> <p>介護予防等活動は、社会参加を目的の1つとしているため、1日1回のポイント付与となり、同じ日に「通いの場」と「地域サロン」の2つを実施している場合は、原則「通いの場」での登録を行っていただきます。</p>
<p>3. 趣味活動及びスポーツ活動への参加</p>	
①	<p>高齢者の趣味活動及びスポーツ活動について、詳しく説明してください。</p> <p>高齢者が参加する「趣味」や「スポーツ」の活動を継続して開催する団体が対象です。（令和6年度元気輝きポイント制度団体登録のしおり7ページをご覧ください。）</p>
②	<p>毎日グランドゴルフをしています。ポイント対象となりますか？</p> <p>高齢者が5名以上参加し、1回2時間程度以上の活動で継続的に開催していれば、団体登録が可能です。ただし、1人当たりのポイント付与に上限があります。</p>
③	<p>室内で手芸を月1回行っています。ポイント対象となりますか？</p> <p>3-②と同じ</p>
④	<p>スポーツジムは団体登録できますか？</p> <p>営利を目的としていない地域住民が主催する活動で、費用の徴収額が必要最低限かどうかで判断します。（4ページ8に関係質問あり）</p>
⑤	<p>百歳体操以外の体操も団体登録できますか？</p> <p>体操の種類は問いません。ただし、ラジオ体操のように15分くらいで終わる体操だけでは登録できません。1回あたり2時間程度以上の活動時間が必要ですが、2時間中、ずっと体操を続ける必要はありません。体操後、水分補給やおしゃべり等で合計2時間程度以上の活動時間があれば登録できます。</p>

4. いきいき健康づくり施設の利用

① **いきいき健康づくり施設のポイント対象について詳しく教えてください。**

いきいき健康づくり施設は、次の施設の利用について、個人が受付で利用料を支払った場合にポイントを付与します（団体利用は含まない）。なお、障害者手帳所持等による使用料減免（全額、半額等）の場合であっても、ポイントを付与します。支払い時、受付に手帳を提示してください。

個人での専用利用（貸切）は、ポイント対象外です。

施設名	ポイント対象
アクアパーク（東広島運動公園） ・ トレーニング室 ・ アリーナ ・ 陸上競技場 ・ 多目的広場	個人の施設利用に限る
スポーツ交流センターおりづる ・ スポーツ施設	個人の施設利用に限る
黒瀬屋内プール ・ プール	個人の施設利用に限る
安芸津B & G海洋センタープール ・ プール	個人の施設利用に限る
福富パークゴルフ場	個人の施設利用に限る
河内パークゴルフ場	個人の施設利用に限る

② **運動施設のうち、ポイント対象となる施設とならない施設があるのはなぜですか？**

国民健康保険で実施していた「いきいき健康づくり事業」での施設利用の助成を継承する事業であり、これらの施設のうち「元気輝きポイント制度」の趣旨に賛同いただいた施設を対象としているためです。

③ **手帳を受付に提示することで利用料金の割引などはありますか？**

利用料金の割引はありません。受付でポイントが付与されますので、忘れないように手帳をご持参ください。

5. 特定健診、各がん検診等の検診受診及び人間ドックの受診	
①	<p>それぞれの健診について、ポイントはどこで付与されるのですか？</p> <p>市の「元気すこやか健診」を受診された人は、健診受診日を手帳に各自で記入してください。ポイントが貯まった手帳を提出された後、医療保健課で受診の有無を確認し、ポイントを付与します。</p> <p>なお、令和6年度の「元気輝きポイント制度」の対象となる健診は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに受けた健診となります。</p>
②	<p>市の「元気すこやか健診」を受けなければポイントは付きませんか？</p> <p>「元気すこやか健診」以外で健診（人間ドック等）を受けた場合は、医療保健課、国保年金課、または支所へポイント手帳と受診結果を持参していただき、受診内容の確認後にポイントを付与します。</p>
③	<p>元気すこやか健診と人間ドックの両方を受診した場合はポイントが付与されますか？</p> <p>健診項目ごとに付与できるポイントは年1回のみです。元気すこやか健診と人間ドックで受診した項目が異なる場合は両方ともポイントを付与できます。</p>
④	<p>原爆健診はポイント対象になりますか？</p> <p>医療保健課に結果票を持参していただければ、特定健診（基本健診）としてポイントを付与します。</p>
⑤	<p>病院で毎月経過観察の検査をしています。ポイント対象になりますか？</p> <p>治療及び病気の経過観察を目的とした保険診療等の検査はポイント対象外です。</p>
6. 国民健康保険被保険者の特定保健指導への参加	
①	<p>特定保健指導は、どんな人が対象ですか？</p> <p>特定健診を受診した国民健康保険被保険者で、健診結果が「健康の保持に努める必要がある」（動機づけ支援や積極的支援）と判定された人が対象となります。</p>
②	<p>特定保健指導は、何度か面接がありますが、その都度ポイントが付きますか？</p> <p>特定保健指導は、3か月間以上継続して「食事や運動、生活習慣等の改善」に努めたことを確認後、医療保健課でポイントを付与します（年1回）。</p>

7. 老人クラブへの登録	
①	<p>老人クラブへ登録するだけでポイントが付与されるのですか？</p> <p>老人クラブは、高齢期を健康で生きがいを持って豊かに過ごすことを目的としており、「元気輝きポイント制度」の趣旨と合致するため、登録するだけでポイント付与の対象としています。</p> <p>(登録状況の確認は、東広島市老人クラブ連合会に加入している各老人クラブから、市に提出される名簿をもとに行います。)</p>
②	<p>老人クラブでの活動には、ポイントが付与されますか？</p> <p>老人クラブでの一般的な活動に対しては、ポイントは付与しません。</p> <p>なお、老人クラブが「ぐるマルお助け活動」(生活支援の支え合い活動や見守り活動、配食活動)、「地域サロン」または「趣味活動及びスポーツ活動」の条件に合う活動を行っている場合は、団体登録することで活動がポイントの対象となります。</p>
③	<p>いつポイントが付与されるのですか？</p> <p>毎年、4月1日現在で老人クラブに登録している人に対してポイントを付与します。令和6年度は、令和6年4月1日に登録している人をポイント付与の対象とし、ポイントが貯まった手帳を提出された後、自動的に付与します。登録の確認は、東広島市老人クラブ連合会に加入している各老人クラブから提出される名簿により行います。</p> <p>名簿の提出が無い場合や、名簿に記載がない場合はポイントを付与できませんので、ご了承ください。</p>
④	<p>年度途中で入会した場合は、ポイントが付与されますか？</p> <p>4月1日の登録者を基準とします。それ以降に入会した場合は、翌年のポイント対象となります。</p>
8. お元気ポイント	
①	<p>ポイントの対象となるのはどんな人ですか？</p> <p>令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に77歳になる方です。 (昭和22年4月1日～昭和23年3月31日生まれの方)</p>
②	<p>いつポイントが付与されるのですか？</p> <p>ポイントが貯まった手帳を提出された後、自動的に付与します。 手帳の提出受付期間は、令和7年7月1日～令和8年3月6日(必着)です。</p>

V 団体登録申請書に関すること

1 団体登録の申請方法を教えてください。

地域住民で主体的に行う高齢者への支援活動（生活支援の支え合い活動、見守り活動、配食活動）や地域サロン活動、「通いの場」の活動、趣味活動及びスポーツ活動を行っている団体は、「元気輝きポイント制度団体登録申請書」（別記様式第1号、第2号）に必要事項を記入して申請してください。申請書の書き方は、記入例が書かれている用紙を見ながら記載してください。

【添付書類】

- 元気輝きポイント制度年間活動計画書（別記様式第3号）
- 地域住民で主体的に行う高齢者への支援活動の場合は、支援者名簿（別記様式第4号）
- 生活支援の支え合い活動については、1か月以上の活動実績がわかるもの、及びその団体での活動の規約等、活動の決まり事(規定)がわかるものを添付してください。

2 印鑑の押印は必要ですか？

印鑑の押印は不要です。

3 代表者やポイント管理責任者は、65歳以上である必要がありますか？

40歳以上であれば、その他の年齢制限はありません。

4 代表者がポイント管理責任者や副責任者になってもよいですか？

代表者とポイント管理責任者や副責任者は重複しても構いません。ポイント管理責任者と副責任者の2名を選出してください。

5 1人で複数の団体の代表者を務めています。同じ代表者名で、複数の団体登録ができますか？

同じ代表者名で複数の団体登録をすることは可能です。なお、ポイントの管理や活動計画、活動実績報告はそれぞれ必要です。ポイントスタンプを複数の団体と一緒に管理することはできません。登録している団体ごとに分けて管理してください。

VI ポイント付与の対象になる活動に関すること	
1	<p>ポイント付与に当たり、活動時間は最低何時間以上という決まりはありますか？</p> <p>「通いの場」はおおむね1時間以上、地域サロンや趣味活動及びスポーツ活動は2時間程度以上を想定しています。申請書の活動時期、時間の項目で確認を行います。</p>
2	<p>参加者に交通費や謝金などを支給しているボランティア活動も、ポイント付与の対象になりますか？</p> <p>有償ボランティアとして、交通費や謝金等を対価としてもらっていてもポイントの対象となります。なお、営利を目的としている活動及び雇用契約や請負契約を結んでいる活動は対象外です。</p>
3	<p>謝金や交通費をもらっている講師は、ポイントを付与できますか？</p> <p>謝金などの収入や営利を目的とするお金をもらっている講師の活動は、ポイントを付与できません。ただし、交通費等の実費程度のみもらっている講師の活動であれば、参加者としてポイントを付与できます。</p>
4	<p>活動の準備や打ち合わせなどもポイント付与の対象になりますか？</p> <p>準備や打ち合わせ等はポイントの対象外です。</p>
5	<p>各会の役員会議や連絡会に出席すれば、ポイントはもらえますか？</p> <p>役員会議や連絡会はポイントの対象になりません。</p>
6	<p>複数の団体が参加する行事(例:趣味活動の発表会、スポーツ活動の大会など)に自団体も参加した場合、ポイント付与の対象になりますか？</p> <p>同じ行事の中で、ポイントを付与される団体と付与されない団体が出て、公平性を確保できないため、複数の団体が参加する行事でのポイント付与はできません。ただし、行事の主催者が自団体であり、他団体分のポイントも自団体で一律に付与する場合は、ポイント付与の対象にすることができます。</p>
7	<p>近所で数人が集まって自宅でお茶会をする程度でも、ポイントがもらえますか？</p> <p>近所で集まってお茶会をする場合、地域サロンの団体登録基準に当てはまれば、団体登録することで対象となります。具体的には、高齢者が5名以上で1回につき2時間以上活動し、他の参加希望者がある場合も受け入れること、また、年間活動計画及び活動報告を提出することができ、ポイント管理責任者・副責任者を決めてポイントを管理する場合は該当します。</p>

8	<p>介護予防のために機能訓練を実施するデイサービスや病院でのデイケアに参加しています。ポイント付与の対象になりますか？</p> <p>介護保険のデイサービス、デイケアへ参加している場合は、対象になりません。また、総合事業の通所型サービスA・Cに該当するものも対象外です。</p>
9	<p>個人での介護予防等活動は、ポイント付与の対象になりますか？</p> <p>ポイント制度の目的の1つである「社会参加」を増やすため、原則として団体での活動を対象としています。個人での活動はポイント付与の対象にはなりません。（ただし、いきいき健康づくり施設での活動や、元気すこやか健診等の受診は対象となります。）</p>
10	<p>ポイント管理責任者が、地域サロンや「通いの場」、趣味活動及びスポーツ活動へ1人での参加が難しい高齢者の参加をサポートした場合は、両方のポイントがもらえますか？</p> <p>ぐるマルお助け活動の30ポイントか20ポイントのどちらか一方のみが対象となります。</p> <p>参加者がサポートした場合も同様で、ぐるマルお助け活動20ポイントか、介護予防等活動10ポイントどちらか一方のみが対象となります。</p>
11	<p>大規模なサロンを運営しているため、複数の世話人がいます。ポイント管理責任者としてポイントが付与される人を増やすことはできませんか？また、ポイント管理責任者は、日によって替わっても問題ありませんか？</p> <p>ポイント管理責任者は正・副の2人が必要です。ポイントの管理に加え、市との連絡窓口としての役割を担っていただきます。責任者の人数が多くなると責任の所在が不明確になるため、必ず決めていただくことを要件としています。また、日によって替えることはできません。</p> <p>会場準備・片づけなどの世話人活動には、ポイント管理者としてのポイントは付与されません。これらの活動は、なるべくメンバー全員で分担して行ってください。</p>
12	<p>活動回数を増やそうと思いますが、手続きは必要ですか？</p> <p>「東広島市元気輝きポイント制度団体登録変更申請書」（別記様式第10号）に記入の上、提出をお願いします。提出時に、新たな活動内容と活動時間を確認させていただきます。</p>

VII ポイントの管理・スタンプの押印等に関すること	
1	<p>ポイントスタンプはいつ配付されますか？</p> <p>新規登録団体には、説明会を開催する際にお渡ししますので、ポイント管理責任者または副責任者の参加をお願いします。</p>
2	<p>参加者がポイント手帳を会場に持っていきのを忘れた場合に、ポイント管理責任者が、後日、忘れた日の分のスタンプを押してもよいのですか？また、後日にスタンプを押すときの日付はどうすればいいですか？</p> <p>活動の実績が出席者名簿などで確実に確認できる場合は、後日に手帳を忘れた日のスタンプを押すことは可能です。なお、後日にスタンプを押す際は、活動した日の日付を記入してください。（スタンプを押す日ではありません。）</p>
3	<p>ポイントスタンプを手帳に押すまでがポイント管理責任者の仕事ですか？</p> <p>ポイント管理責任者は、活動が終わった時、手帳にスタンプを押す必要があります。また、活動日、活動人数の記録を行います。（実績報告時に、活動人数等を報告するため）</p>
4	<p>ポイント手帳の日付はだれが記入するのですか？</p> <p>手帳の日付はポイント管理責任者が記入してください。ただし、健診受診及び老人クラブ登録のポイントページは個人で記入してください。</p>
5	<p>責任者が活動に参加できなかった場合は、どうしたらいいですか？</p> <p>責任者又は副責任者のいずれかは活動に参加して実績を確認してください。虚偽がある場合は、団体登録を取り消す場合があります。</p>
6	<p>責任者のポイントは自分でスタンプを押すのですか？</p> <p>責任者のポイントは副責任者がスタンプを押してください。</p>
7	<p>活動実績を確認できなかった場合でも、高齢者から強く求められたらスタンプを押してしまいそうです。どうすればよいですか？</p> <p>活動実績が確認できない場合は、スタンプを押してはいけません。虚偽のポイント付与がある場合は、団体全体の活動をポイント付与の対象から外す場合があります。対応に困る場合は、地域包括ケア推進課へご連絡ください。</p>

8	<p>1日で付与できるポイントに上限はありますか？</p> <p>ぐるマルお助け活動と介護予防等活動で、<u>それぞれ1日に1活動</u>がポイントの付与対象です。</p> <p>ただし、ぐるマルお助け活動のうち10ポイントの活動及び介護予防等活動の健診受診及び特定保健指導については（例えば、午前中にサロン世話人活動（30ポイント）、午後から認知症カフェ参加（10ポイント））、同日でもポイントが付与できます。</p>									
9	<p>ぐるマルお助け活動の活動者が増えた場合どうしたらよいですか？</p> <p>「団体登録変更申請書」（別記様式第10号）と、「支援者名簿」（別記様式第4号）を提出してください。</p> <p>提出がない場合は、ポイント付与ができませんのでご注意ください。</p>									
10	<p>ぐるマルお助け活動に、自分たちの地域外からも参加者があります。この場合、他の地域からの参加者にもポイントを付与してよいですか？</p> <p>東広島市民であり、団体登録申請書を提出する際に添付した支援者名簿（別記様式第4号）に記載されている人であれば、ポイントを付与できます。</p>									
11	<p>活動団体は、参加者のポイントを集計する必要がありますか？</p> <p>必要ありません。手帳の提出は、個人または団体でまとめて市へ提出してください。手帳に貯められているポイントは市で集計します。</p>									
12	<p>団体登録申請書を提出してからスタンプが配布されるまでの間に、ポイント付与の対象となる活動の実績確認を行った場合、その活動にポイントの付与はできますか？</p> <p>申請後、活動の審査を行って団体登録の承認を決定します。令和6年10月以降に団体登録申請書を提出した場合は、毎月月末を締切日として、翌々月の1日からポイントの付与ができます。</p> <p>【例】</p> <table border="1" data-bbox="279 1697 1477 1865"> <thead> <tr> <th>申請日</th> <th>決定</th> <th>ポイント付与の開始日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月15日～10月31日</td> <td>11月末日</td> <td>12月1日</td> </tr> <tr> <td>11月1日～11月30日</td> <td>12月末日</td> <td>1月1日</td> </tr> </tbody> </table>	申請日	決定	ポイント付与の開始日	10月15日～10月31日	11月末日	12月1日	11月1日～11月30日	12月末日	1月1日
申請日	決定	ポイント付与の開始日								
10月15日～10月31日	11月末日	12月1日								
11月1日～11月30日	12月末日	1月1日								

13	<p>預かっていたスタンプを失くした場合、再交付してもらえますか？</p> <p>スタンプは、紛失しないように管理してください。紛失した場合は、すぐに地域包括ケア推進課へご連絡ください。状況により再交付を検討します。</p>
14	<p>スタンプ押印の色が薄くなってきた場合、スタンプ台を再交付してもらえますか？</p> <p>インクを補充しますので、スタンプ台を地域包括ケア推進課の窓口までお持ちください。</p>
15	<p>市として、スタンプの不正防止策をどのように考えているのですか？</p> <p>不正防止のために、ポイント管理責任者と副責任者を決めています。登録団体、手帳交付者、配布したスタンプは、市で管理しています。</p> <p>不正が疑われる場合には、活動場所への現地調査や参加者からの聞き取り等の調査を行います。ポイント管理のルールを守っていただけない場合は、活動団体として登録を継続することはできませんので、ご了承ください。</p>
16	<p>ポイントスタンプを押す所を間違えてしまった。どうしたらいいでしょう？</p> <p>間違えて押した場所を、ボールペン等で二重線を引いて消し、改めて所定の場所にスタンプを押してください。</p>
17	<p>地域サロンや「通いの場」、趣味活動及びスポーツ活動は、ポイント管理責任者が参加者でもある場合、ポイント管理責任者と参加者の両方のポイントがもらえますか？</p> <p>地域サロンや「通いの場」、趣味活動及びスポーツ活動のポイント管理責任者である場合には、ぐるマルお助け活動のポイントのみの対象となり、参加者としてのポイントはもらえません。30ポイントが付与されます。</p> <div data-bbox="320 1447 1262 1711" data-label="Diagram"> </div>
18	<p>スタンプが団体に1つでは足りません。複数個を交付してもらえますか？</p> <p>次の3つの要件全てに該当する場合、追加交付（1個）が可能ですのでご相談ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 会員数又は1回当たりの参加者数が50名以上である ② 活動回数が月1回以上の計画である ③ 活動場所や活動日などで団体を分け、一方を新たな団体として登録することが難しい

19 市民ポータルサイトとは、何ですか？

インターネットにより、東広島市が市民に行政情報をお知らせするサービスです。市民ポータルサイトに利用者登録をさせていただくと、メールやLINEで市からのお知らせが届きます。（例：ごみ収集日、防災情報、イベント情報、新型コロナ関連など）

また、団体活動分野の登録をさせていただくことで、ポイント制度に関するお知らせがメールやLINEで届くようになります。毎年の団体登録継続届出書や活動実績報告書の提出が、市民ポータルサイトからできます。

20 市民ポータルサイトへの登録は、だれでもできるのですか？

どなたでも登録でき、行政情報を受け取ることができます。

なお、元気輝きポイント制度のポイント管理責任者に関する登録は、市との連絡窓口となるポイント管理責任者（又は副責任者）のみ登録いただくことができます。



Ⅷ 元気輝きポイント手帳に関すること

1 ポイント手帳はいつもらえますか？

令和5年度手帳の交付を受けている人は、令和6年度手帳を自動で交付し、9月下旬ごろに個人宛に郵送します（次年度以降も同様）。

令和5年度の手帳の交付を受けていない人は、交付申請が必要です。

2 10月1日現在で40歳以上がポイント手帳交付の対象となっていますが、11月に40歳になった時にももらうことはできますか？

11月に40歳になる場合は、今年度の手帳交付はできません。次年度の交付となります。

3 ポイント手帳の有効期間はありますか？

令和6年度手帳は、令和6年10月1日から令和7年9月30日までが有効期間で、その期間にポイントを貯めることができます。

4 ポイント手帳の介護予防等活動のページがいっぱいになった場合、新しいポイント手帳をもらうことはできますか？

手帳がいっぱいになったら、自身のポイントの上限をご確認ください。上限を超えて貯めても報奨金は増えません。

なお、ポイント付与の際の誤りなどで、枠が不足して上限まで貯めることができなくなっている場合は、地域包括ケア推進課にご相談ください。

5 ポイント手帳を紛失しました。再度手帳をもらうことはできますか？

令和6年度手帳の再交付は、令和7年9月30日まで申請可能ですが、それまで貯めたポイントを再度付与することはできません。再交付を受けた後で、紛失した手帳が見つかった場合は、再交付の手帳とポイントを1冊の手帳に合算することはできます。2冊のポイントを合算する場合は、ポイントを貯めた手帳を最後に提出する際に、地域包括ケア推進課に2冊まとめてご提出ください。

6 貯めたポイントを、次年度に繰り越すことはできますか？

繰り越すことはできません。

7 複数の活動をしている人は、手帳を複数もらうのですか？

手帳の交付は、1人1冊です。1人のポイント活動はすべて1冊の手帳にポイントを貯めていただきます。

8	<p>手帳を団体で預かっておくことはできますか？</p> <p>手帳は、個人が各活動に参加する度に持参していただくものです。原則として団体で預かることはお控えください。</p>
9	<p>次年度の手帳が不要な場合はどうしたら良いですか？</p> <p>手帳を提出する際に、手帳裏表紙の左下にあるチェック欄にチェック☑をつけて提出してください。ただし、提出された時点ですでに発行されている場合もありますのでご了承ください。</p>
<p>IX 報奨金の支給に関すること</p>	
1	<p>ポイントを貯めた後、どうすれば報奨金がもらえますか？</p> <p>ポイント手帳の中に口座振込依頼書のページがありますので、本人名義の口座を記入の上、返信用封筒に入れ、提出期限までに個人で提出してください。返信用封筒を紛失した場合は、任意の封筒に入れて提出してください。</p>
2	<p>早くポイントが貯まりました。手帳は、いつから提出できますか？</p> <p>令和6年度手帳は、令和7年7月1日以降に提出可能です。</p>
3	<p>ポイント手帳の提出期限はありますか？</p> <p>令和6年度手帳は、令和8年3月6日（必着）までに地域包括ケア推進課へ提出してください。会計処理の都合上、提出が遅れた場合は報奨金の支給はできませんので、ご了承ください。</p>
4	<p>いつ報奨金がもらえますか？</p> <p>令和6年度分の報奨金の支給は、令和7年12月以降の予定です。提出された件数により支給が遅れる場合がありますので、ご了承ください。</p>
5	<p>東広島市外に転出した場合、ポイント手帳に貯めた報奨金は申請できますか？</p> <p>令和6年度手帳は、令和7年7月1日以降に提出してください。貯めたポイントに応じて報奨金の支給を行いますが、転出した日以降のポイント付与は報奨金の対象になりません。</p> <p>※ただし、お元気ポイントについては、市へのポイント手帳提出日に東広島市民である必要があります。</p>
6	<p>ポイントを貯めていた高齢者が亡くなりました。遺族が申請や報奨金を受け取ることはできますか？</p> <p>この制度の報奨金は活動の対価ではありませんので、遺族が申請や報奨金を受け取ることはできません。</p>

7	<p>ポイント数の上限まで貯まっていない場合は、報奨金の支給を受けることができないのですか？</p> <p>上限に達していなくても、貯まった範囲で報奨金の支給を受けることができます。</p>
8	<p>市に提出したポイント手帳は、返却してもらえますか？</p> <p>ポイント手帳は支払いの根拠となるため、お返しすることはできません。</p>
9	<p>報奨金の振込口座はどのように申請するのですか？</p> <p>ポイント手帳内に口座振込依頼書のページがありますので、必要事項を記入の上、提出してください。</p>
10	<p>本人名義の通帳がありませんが、家族の通帳へ振り込みをすることはできますか？</p> <p>本人に支給するものですので、家族名義の通帳へ振り込むことはできません。</p>
11	<p>報奨金のポイント計算方法を教えてください。</p> <p>報奨金を算出する際のポイントの集計は、令和6年10月1日時点の年齢によるポイント数の上限に応じて、10ポイントは100円に換算し、100円単位で支給します。</p> <p>【ポイント数の上限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 40歳～64歳：ぐるマルお助け活動 500ポイント ■ 65歳以上：ぐるマルお助け活動と介護予防等活動の合計1,000ポイント
12	<p>報奨金を団体の通帳に振り込むことはできますか？</p> <p>報奨金は、ポイント手帳の提出をした個人に支給します。団体登録している団体であっても団体に報奨金を支給することはできません。</p>

